

# 令和5年第9回五所川原市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年8月10日（木） 午後3時

2 開催場所 五所川原市役所2階 会議室2BC

3 出席委員 18名

会 長

20番 森 義博

会長職務代理者

19番 小山内 清人

委 員

1番 金谷 広大

2番 乗田 栄一

3番 外崎 高逸

4番 石岡 雅樹

5番 小林 達英

6番 秋谷 諭

7番 佐藤 善一

8番 石岡 清一

9番 一戸 孝志

10番 工藤 昇

12番 阿部 喜代志

13番 小笠原 進

14番 相馬 孝雄

15番 柳原 一夫

17番 中谷 徳善

18番 小野 列子

欠 席

11番 佐藤 敬道

16番 白戸 裕丈

4 次 第

(1) 開 会

(2) 会長挨拶

(3) 議長選出

(4) 議事録署名者の指名及び書記任命

(5) 業務報告

## (6) 議 事

- 議案第41号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第42号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第43号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第44号 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について  
報告第14号 農地法第18条第6号の規定による通知書の受理について

## 5 その他

## 6 閉 会

## 7 参 与

### 農業員会事務局

局長	一戸 武二
次長	西村 実洋
農地係長	松本 裕也
農政係長	工藤 知徳

### 農業委員会金木支所

支所長	秋村 正紀
-----	-------

### 農業委員会市浦支所

支所長	佐藤 勝秀
-----	-------

### 農林政策課

主 事	太田 樹
-----	------

(開会時刻 午後 3 時)

司 会 それでは、ただ今から令和 5 年第 9 回総会を開会いたします。  
はじめに、森会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (あいさつ)

司 会 次に、議長選出ですが、総会規則により、森会長に議長をお願い  
します。  
森会長、よろしくをお願いします。

会 長 (議長席へ)

議 長 それでは、暫時の間議長を務めますので、議事進行につき  
まして、ご協力をお願い致します。

まず、本委員会の在籍委員数は 20 名であります。本日の  
出席委員数は 18 名であり、定足数に達しており、会議が成  
立いたしました。

まず、次第 4 「議事録署名者の指名及び書記の任命」を行  
います。

五所川原市農業委員会会議規則第 26 条に規定する署名者  
の指名ですが、私から指名させていただくことに、ご異議ご  
ざいませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長 異議なしの声がございましたので、それでは私から指名させ  
ていただきます。

議事録署名者には、9 番 一戸 孝志 委員、  
10 番 工藤 昇 委員のご兩名を指名いたします。  
また、書記には工藤農政係長を任命いたします。

議 長 なお、参与として、一戸事務局長、西村次長、松本農地係  
長、秋村金木支所長、佐藤市浦支所長、農林政策課の太田主

事をお願いいたします。

次に、次第5業務報告を参与から報告していただきます。

参 与 (報告)

令和5年7月26日午前9時30分から、市役所2階会議室においてあっせん委員会を行い、木村 真也推進委員と事務局であっせんにあたりました。

3条有償移転事業1件、あおもり農業支援センター事業2件を適正に処理したことを報告いたします。

令和5年8月1日午前9時から、森 義博会長、高橋 誉一推進委員で五所川原南地区の5条転用2件。

同日、午後1時30分から、乗田 栄一委員、高橋 克也推進委員、奈良 正推進委員で五所川原北地区の法務局照会1件。

同日、午後2時から、乗田 栄一委員、奈良 正推進委員で五所川原北地区の5条転用1件の現地調査を行いました。

議 長 ご報告ありがとうございます。

それでは、本日の議案に入らせていただきます。

議案第41号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参 与 1ページをご覧ください。

議案第41号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」であります。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求めるものであります。

申請件数は、有償所有権移転4件、無償所有権移転2件です。

2ページをご覧ください。

- 1 番 大字長富字飯詰川より南、田 2 筆、合計 7, 7 5 5 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
農業委員会あっせん総額 400, 000 円の有償移転です。
- 2 番 大字長富字竹崎、田 1 筆、1 7 5 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 20, 000 円の有償移転です。
- 3 番 大字俵元字松代ほか、畑 1 筆、田 3 筆、  
合計 3, 0 0 0 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 600, 000 円の有償移転です。
- 4 番 大字長富字中道より南、田 2 筆、合計 2, 7 5 0 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
総額 137, 500 円の有償移転です。
- 5 番 大字飯詰字影日沢、畑 1 筆、2, 8 6 9 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
贈与による無償所有権移転です。
- 6 番 大字羽野木沢字隈無、畑 7 筆 合計 1 9, 9 8 3 m<sup>2</sup>  
譲渡人、譲受人は記載のとおりです。  
親から子へ贈与による無償所有権移転です。

以上、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、  
農地法第 3 条第 2 項の不許可要件に該当せず全て許可相当で  
あると判断されます。

議 長 議案第 4 1 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第41号について原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第41号について原案のとおり許可いたします。

議長 つづきまして、議案第42号「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題といたします。

参与より説明をお願いします。

参与 5ページをご覧ください。

議案第42号、「農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」であります。

農地法施行令第10条第1項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものであります。

申請件数は、所有権移転2件、使用貸借権設定1件です。

6ページをご覧ください。

1番 大字水野尾字清川、畑1筆、381㎡

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は資材置場及び駐車場の設置です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約3kmに位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます。

申請人は、塗装業を営んでおり、事業拡大と共に、資材置場が手狭となったため、条件に合う土地を探したところ、

自宅の隣接地が候補となり今回の申請に至りました。申請地の東側、南側は道路、西側は宅地、北側に畑が面しているが、塗料はブリキ管に入っており、汚水等の流出はないことから、農地への影響はないものと考えられます。土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものとされ、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

2 番 一ツ谷、田 3 筆、合計 6 4 5 m<sup>2</sup>

譲渡人、譲受人は記載のとおりです。

転用理由は宅地分譲です。

申請地は五所川原市役所から北東へ約 0.7km に位置し市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で宅地化の状況が都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている第 2 種中高層住居専用地域にある農地であるため、第 3 種農地と判断されます。

周辺は宅地化が進んでおり、徒歩圏内にはスーパーマーケットやドラッグストアなどがあり、小中学校も近く、住宅地としての利便性が良いことから、今回の申請に至りました。

土地利用計画については添付書類により妥当と判断され、北側は道路、西側、東側は宅地、南側に隣接する農地については、土砂が流出しないよう L 型擁壁を設置し、雑排水は下水道本管へ接続するため、周辺農地に被害を及ぼすことがないと判断でき、また、資力、信用についても問題なく、転用にあたり許可相当であると判断されます。

3 番 大字浅井字西広、畑 1 筆、3 6 7 m<sup>2</sup>

貸付人、借受人は記載のとおりです。

転用理由は無線鉄塔基地局撤去工事の一時転用です。

期間は 4 カ月間です。

申請地は、五所川原市役所から南東へ約 4.6km に位置し、良好な営農条件を備えている農地で、おおむね 10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

申請人は、建設業を営んでおり、電気通信事業者から携帯電話無線基地局の撤去を委託され、今回の申請に至りました。

申請地の西側、南側は宅地、東側は水路、北側に畑が面しているが、矢板による土留めを行うため、農地への影響はないものと考えられます。土地利用についても、計画図より申請地を有効に利用できるものとされ、資力・信用についても問題なく、遅滞なく事業に供するものと思われ、転用にあたり許可相当であると判断されます。

申請地の位置については、7 ページをご覧ください。

議長 議案第 4 2 号についての説明が終わりました。  
ご質問のある方はお願いいたします。

委員 (なし)

議長 ご質問がないようですので、議案第 4 2 号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 ご異議がないようですので、議案第 4 2 号について原案のとおり可決し、許可相当の意見を付して、県知事に送付することに決定いたします。

議長 つづきまして議案第 4 3 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。



参与より説明をお願いします。

参 与 8 ページをご覧ください。

議案第 4 3 号、「農用地利用集積計画の決定について」であります。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めることについて、農業委員会の決定を求めるものであります。

件数は、利用権設定 1 4 件、所有権移転 4 件です。

9 ページ、番号 1 番から 2 3 ページ 1 4 番までの利用権設定 1 4 件については、皆様のお手元にお配りしています調査書のとおり、各要件を満たしております。

2 4 ページ、番号 1 番から 2 5 ページ 4 番までの所有権移転 4 件につきましては、すべてあっせん委員会による「あおもり農業支援センター」農地中間管理事業によるものです。

議 長 議案第 4 3 号についての説明が終わりました。

閲覧時間を 5 分とりますので、閲覧をお願いいたします。

委 員 (5 分間閲覧)

議 長 それでは時間となりましたので、議案第 4 3 号について審議いたします。

ご質問のある方はお願いいたします。

委 員 (な し)

議 長 ご質問がないようですので、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なしの声あり)

議 長      ご異議がないようですので、議案第43号について原案のとおり決定いたします。

議 長      つづきまして、議案第44号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」を議題といたします。  
    参与より説明をお願いします。

参 与      26ページをご覧ください。  
    議案第44号「地目変更登記に係る照会に対する調査結果について」であります。  
    青森地方法務局五所川原支局登記官より標記照会がありました。件数は1件です。

- 1 番      農地の所在は、大字川山字森内、畑1筆、土地の所有者は記載のとおりです。変更後の地目は宅地です。  
    調査の結果、非農地であると判断され、事務局長名で回答したので承認を求めるものです。

議 長      議案第44号についての説明が終わりました。  
    ご質問のある方はお願いいたします。

委 員      (な し)

議 長      ご質問がないようですので、議案第44号について承認することにご異議ございませんか。

委 員      (異議なし)

議 長      ご異議がないようですので、議案第44号について原案のとおり承認いたします。  
    以上、議案第41号から議案第44号まで全ての審議が終了いたしました。

報告につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

事務局から何か報告等ございませんか。

事務局 (報 告)

議 長 その他に何かございませんか。

議 長 以上をもちまして、本日の会議を全て終了いたします。  
慎重なご審議ありがとうございました。